

宿泊約款

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館は前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第2条 当館は、次の場合には宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (7) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (9) 寝室で寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他、当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なもの）に従わないとき
- (10) 京都府旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき

第3条 当館は、宿泊日に先だつて宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申し込み者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、ご連絡先、に関する事項
- (2) その他当館が必要と決めた事項

第4条 当館は宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

第5条 当館は、宿泊予約の申し込み者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別に定める違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。

2 当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊当日の午後9時（あらかじめ予約到着時間の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申し込み者により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第10号までに該当することとなったとき
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき

2 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約について、すでに收受した予約金があれば返還します。

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当館のフロントカウンターにおいて次の事項を当館に登録してください。

- (1) 第3条第1号及び第2号の事項
- (2) その他の当館が必要と認めた事項

第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。また、門限は午後11時とします。

2 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 1名様あたり、超過1時間につき 1,000円（正午まで）

第9条 当館の営業時間は次のとおりとします。

大浴場 午後5時半～午後12時まで

レストラン 午前7時～午前9時まで

2 前項の時間は、臨時に変更する場合があります。

第10条 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた利用券等により、ご到着又は当館が請求したとき、フロント会計でお支払いいただけます。

2 宿泊者が客室の利用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けます。

第11条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

第12条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から10号までに該当することとなったとき
- (2) 前条の利用規則に従わないとき

第13条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントカウンターにおいて宿泊の登録を行ったときから始まり、宿泊者が出発するために客室を空けたときに終わります。

2 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他理由により困難な場合を除き、できる限り同一又は類似の条件による他の施設を斡旋します。

3 宿泊者が当館に提示した利用規定に従わない為に発生した事故に関しては、当館はその責を負いません。

第14条 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被った時は、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

利用規則

当館ではお客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第11条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、その遵守にご協力くださいますようお願い申し上げます。遵守いただけない場合は宿泊約款第12条によりやむを得ず、ご宿泊又は館内の諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ損害をご負担いただくこともございますので特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

●火災予防上お守りいただきたい事項

- 1 客室内では暖房用、炊事用などの火器及びアイロン等を持ち込みご利用なさらないでください。
- 2 火災の原因となりやすい場所（特にベッド内）での喫煙はなさらないでください。
- 3 その他火災の原因になるような行為をなさらないでください。
- 4 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでお止め下さい。

●保安上お守りいただきたい事項

- 1 ご滞在中お部屋から出られる時は施錠をご確認ください。また館外へお出かけの時はフロントに鍵をお預けになれますようお願い申し上げます。
- 2 ご滞在中や特にご就寝の時はドアの内鍵をおかけください。来訪者があった時は不用意に開扉なさらずにご確認下さい。万一不審者と思われる場合は、直にフロントダイヤルへご連絡下さい。
- 3 ご来訪客とのご面会は1Fロビーにてお願い申し上げます。

●貴重品のお取り扱いについて

- 1 ご滞在中の多額の現金、貴重品類はご自身にて十分な管理をお願い申し上げます。現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については賠償致しかねますのでご承知ください。
- 2 遺失物の処置は、法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。

●お支払いについて

料金のお支払いは、通貨又は当館が認めた利用券等により、ご到着又は当館が請求したとき、フロント会計でお支払いいただきます。

●お止めいただきたい行為

- 1 館内に他のお客様のご迷惑になるようなものをお持ち込みにならないで下さい。犬、猫、小鳥、その他の動物、発火又は引火性の物、悪臭を発生する物、その他法令で所持を禁じられている物を持ち込まないで下さい。
- 2 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様のご迷惑になるような言動はなさらないで下さい。
- 3 当館の許可なく客室等を営業行為などの宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- 4 館内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないで下さい。施設、備品の現状を著しく変更してご利用にならないで下さい。
- 5 客室の窓側、廊下又はロビーなどに物品を陳列、放置しないでください。
- 6 館内で許可なく広告、宣伝物の配布、物品の販売等をしないで下さい。
- 7 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めて下さい。流し放して溢れさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意下さい。
- 9 未成年のみのご宿泊の場合、保護者の許可がないとお断りいただくことがありますのでご了承ください。
- 10 エネルギーを大切に使う為、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。
- 11 客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料が加算されますのでご了承下さい。

取消料申し受け規定

1 個人のお客様の場合

宿泊日の3日前から2日前までのキャンセル・・・・・・・・・・宿泊料の30%
宿泊日前日のキャンセル・・・・・・・・・・・・・・・・・・宿泊料の50%
宿泊日当日のキャンセル・・・・・・・・・・・・・・・・・・宿泊料の100%

2 団体（15名以上、又は5部屋以上）のお客様の場合

宿泊日の1ヶ月前から15日前までのキャンセル・・・・・・・・・・宿泊料の30%
宿泊日の14日前から8日前までのキャンセル・・・・・・・・・・宿泊料の50%
宿泊日の7日前から前日までのキャンセル・・・・・・・・・・宿泊料の80%
宿泊日当日のキャンセル・・・・・・・・・・・・・・・・・・宿泊料の100%

3 特殊な場合

予約者と当館との間で話し合いの上、取消料を決定する。

【教育旅行団体用】

ご予約成立後にグループ全体の取消がなされた場合、ご予約いただいた延べ人数に対して下記取消料を申し受けます。

ご予約成立日から宿泊日の101日前までのキャンセル・・・宿泊料の10%
宿泊日の100日前から63日前までのキャンセル・・・・・・・・・・宿泊料の20%
宿泊日の62日前から32日前までのキャンセル・・・・・・・・・・宿泊料の30%
宿泊日の31日前から15日前までのキャンセル・・・・・・・・・・宿泊料の50%
宿泊日の14日前から前日までのキャンセル・・・・・・・・・・宿泊料の80%
宿泊日当日のキャンセル・・・・・・・・・・・・・・・・・・宿泊料の100%

- 2 上記取消料は、部分的な取消や人数の減少の場合にも適用されます。
- 3 人数の減少や振替がなされた場合には、宿泊条件が変更となる場合がございます。
- 4 上記取消料は、宿泊日ごとに適用されます。但し、連泊予約においては、全ての宿泊に対して1泊目の取消料率が適用されます。